

・生徒心得 校訓「自律 気魄 端正」

【生徒心得とは】

- ・ 集団で生活を営む場合、そこには一定の秩序を保つ必要がある。個人個人が思い思いの行動をとるならば、そこには社会は存在しない。
- ・ 学校は、授業や特別活動を通して自己の資質や能力を高める場であり、その目標達成のための研修と修養の場でもある。
- ・ その機能を十分に発揮するための秩序を保つため、本校で学ぶ人間として守るべき生徒心得を定めている。
- ・ この心得は、基本的な事柄であり、ここに示されていないその他の面においても、自らの正しい判断により良識ある行動を求めている。

【自己実現のための心得】

- ・ 考え方や行動の仕方などに個性が発揮できるように、自分なりの価値観を持ち、自分らしさを形成する。
- ・ 将来のこと、進路のこと、趣味のことなど目標を掲げる。
- ・ 自分の持つ能力や可能性を最大限に生かし、目標達成に向けて努力する。
- ・ 他人の意見に耳を傾け、周囲から信頼されるように努力するとともに、誠実なる人間性を身につけ、リーダーシップを養成する。
- ・ 学校生活を意義あるものにするためにも、生徒会活動やHR活動、部活動にも積極的に参加し、自分の力を試すとともに、集団に対する奉仕の精神を養う。

【集団生活のための心得】

明るくあいさつができることや、時間を守ること、さらに、公共物を大切にすることや、環境の美化に努めることなど、基本的な生活習慣の養成は、人間性を高める上での重要な要素である。

1 登校、下校

- (1) 始業の10分前までに登校する。
- (2) 下校時刻については夏季（3月～10月）、冬季（11月～2月）ともに17時30分とする。部活動の場合は、夏季19時、冬季18時30分までに校外に出る。ただし、JR等の時間調整の必要がある場合等19時まで多目的教室等を開放する。特別な事情がある場合は、担任または部顧問、教頭の許可を受ける。
- (3) 通学の途中は、交通徳を守り、特にJRやバスの利用者は車内徳にも注意する。

2 校内生活

- (1) 校舎、校具を愛護し、落書き等はしてはならない。万一、損傷した場合はすみやかに担任または関係教職員に届け出る。事情によっては弁償するものとする。
- (2) 校内の諸施設及び備品を使用する際は、必ず管理責任者の許可を得て使用し、使用後はすみやかに返却する。許可なく使用しない。
- (3) 始業後、やむを得ず校外に出る場合は、必ず担任または関係職員に届け出て、外出許可を受ける。許可なく校外へ出てはならない。

3 校外生活

- (1) 外出の際はつねに生徒証明書を携行し、本校生徒としての品位を保って行動する。夜間の外出は22時までには帰宅する。
- (2) 校内での国政選挙および地方選挙に関する選挙運動や政治的活動等は、法例等に基づいて行う。
- (3) アルバイトは原則として許可しない。

【服装に関する規定】

1 制服

- (1) 学校指定の制服とし、所定の位置に襟章をつける。3年（青）、2年（赤）、1年（黄）
- (2) セーター等の色は黒・紺・グレーとする。
- (3) 制服は絶対に改造しない。
- (4) 防寒着等は、校舎内では特別の場合を除き使用しない。

2 靴

通学用靴は白を基調とした白の紐付き運動靴または黒色革靴とする。ヒールの高い革靴やハイカットシューズは禁止する。

3 靴下

ハイソックスは禁止する。色は白色、黒色、紺色のものとする（ワンポイント可）。冬季のスカート着用時は、黒色タイツの着用を認める。

4 頭髪

頭髪は整髪し、清潔な身だしなみに努める。染色・脱色・パーマは禁止とする。

5 鞆

- (1) 学校指定の学生鞆（校章入り、黒色）とする。
- (2) 補助鞆は安全で持ちやすい鞆とする。
※ 補助鞆はあくまでも補助であり、学生鞆を必ず持ってくることを原則とする。

6 その他

- (1) 夏季は登下校時に限り日焼け防止の腕カバーを認める。
- (2) 化粧・ピアスは、修業の場にふさわしくないため禁止とする。

・交通関係

1 徒歩通学について

- (1) 歩道のない道路では、車両通行の妨げにならないように、道路の端を注意して通行すること。
- (2) 通学路において、スーパーマーケット等の駐車場など他人の敷地を横切らないこと。

2 自転車通学について

【自転車通学許可条件】

- (1) 「自転車通学許可地域」(入学ガイダンスに記載)に居住する者
※J R利用者で許可地域内の単人駅・日当山駅等から自転車で通学する者を含む
- (2) 自転車損害賠償保険等へ加入し、車体検査に合格した者

【自転車通学上の注意点】

- (1) 構内では必ず下車し、指定された駐輪場に停めること。
- (2) 道路交通法規を遵守すること。
二人乗り、傘差し運転、並進、携帯電話(スマホ)やイヤホン類を使用しながらの運転、無灯火運転等は絶対にしてしないこと。
※無許可通学や道路交通法規に違反した者に対しては、審議の上指導を行う。

3 単車通学について

【単車通学許可条件】

- (1) 学校から8km以遠に居住している者。
- (2) J R通学生で、最寄りの駅から8km以遠に居住している者。
- (3) 自転車通学が困難な地域に居住している者(別途審議)。

【単車受験許可条件】

- (1) 上記の「許可条件」を満たし、単車通学が許可された者。
- (2) 特別な事情で単車を使用する必要があると認められた者。(別途審議)

【単車通学上の注意点】

- (1) 構内では必ず下車し、指定された駐輪場に停めること。
- (2) 道路交通法規を遵守すること。
※無許可受験や道路交通法規に違反した者に対しては、審議の上指導を行う。

4 自動車運転免許について

自動車の運転免許取得のための自動車学校への入校、または免許取得のための受験については、3年生で原則2月1日以降に申請をした者について許可する。また、就職内定者で就職先から免許取得の要請があった者については、それ以前であっても別途審議の上許可する。